

八幡浜市入札監視委員会設置要綱

〔平成25年8月19日〕
要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、当市の入札及び契約手続等における公平性、客観性及び透明性の向上を確保するため、八幡浜市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市が発注した建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 建設工事のうち、委員会が抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格設定の理由、指名競争入札に係る指名選定理由及び随意契約にした理由等について審議を行うこと。
- (3) その他入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について、調査及び審議を行うこと。

(委員)

第3条 委員は、入札及び契約手続等について学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員会は委員3人をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再選を妨げない。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員全員の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 5 会議は、1年に1回以上必要に応じ開催する。
- 6 会議は、非公開とし、会議の議事概要は、これを公表するものとする。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の規定による抽出に関する事務を、あらかじめ委員長が指名する委員に委任することができる。

- 2 前項の規定により委任を受けた委員は、会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申)

第7条 委員会は、第2条第1号又は第2号に掲げる事務に関し、報告の内容又は審議した建設工事について不適切な点若しくは改善すべき点があると認めたときは、市長に対して意見の具申を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合は、これを公表するものとする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項を審査する会議に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 8 月 1 9 日から施行する。